

## 徳島県告示第339号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和8年6月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1(1) 特別保護地区の名称  
高丸山鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域  
勝浦郡上勝町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）
- (3) 特別保護地区の存続期間  
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで
- (4) 指針案
  - ア 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地
  - イ 特別保護地区の指定目的  
この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息地の環境の保全を図る。
- (5) 縦覧場所  
徳島県農林水産部鳥獣対策課鳥獣管理担当、徳島県徳島農林事務所林業振興担当及び上勝町役場
- 2(1) 特別保護地区の名称  
轟鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域  
海部郡海陽町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）
- (3) 特別保護地区の存続期間  
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで
- (4) 指針案
  - ア 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地
  - イ 特別保護地区の指定目的  
この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息地の環境の保全を図る。
- (5) 縦覧場所  
徳島県農林水産部鳥獣対策課鳥獣管理担当、徳島県阿南農林事務所林業振興担当及

び海陽町役場